

奈良県砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十五号

奈良県砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例

奈良県砂防指定地等管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（禁止行為）

第二条の二 何人も、砂防設備を損壊する行為をしてはならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（土地所有者の努力義務）

第十九条の二 砂防指定地内の土地の所有者は、その所有する土地において、県が実施する砂防指定地の管理に関する取組に協力するよう努めなければならない。

第二十条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第二条の二の規定に違反して砂防設備を損壊した者
- 二 第三条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 三 第四条の規定に違反して砂防設備を占用した者
- 四 第六条の規定に違反して第三条又は第四条の規定による許可を受けた事項について変更した者
- 五 第七条の規定により許可に付された条件に違反した者
- 六 第十八条第一項の規定による命令に違反した者
- 七 偽りその他不正な手段により第三条又は第四条の規定による許可を受けた者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にされた奈良県砂防指定地等管理条例第十八条第一項の規定による命令にこの条例の施行後に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。